

別紙 1

埼玉県フットサル連盟 ユニフォーム要項

第1条

本要項は、「フットサル競技規則」および「(公財) 日本サッカー協会ユニフォーム規程」に基づき、埼玉県下におけるフットサルの公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条

本要項において、ユニフォームとは、袖のあるシャツ、ショーツ、ソックス等、選手が身につけるものをいう

(1) ユニフォーム

- ① フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（袖のあるシャツ、ショーツ、ソックス）を大会登録票に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。
- ② シャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものでなければならない。
- ③ ゴールキーパーがトラウザー（スウェット）を着用することを認める。
但し、大会登録票に記載されているショーツと同色とすること。
- ④ フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。
- ⑤ 怪我や退場処分等の突発的な事情により、交代できるゴールキーパーがいない、且つ準備が整っていない場合に限り、当該試合の主審の判断によりゴールキーパーのユニフォームを前述④以外のユニフォームで一時的に代用することができる。
- ⑥ シャツの前面、背面に大会登録票に登録した選手番号を付けること。
ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- ⑦ 選手番号は、1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。1 番はゴールキーパーが付けることとする。選手番号は、必ず大会登録票に記載された選手固有の番号を付けることし、大会期間中での変更は認めない。
- ⑧ 欠番の利用は、大会期間中においては新規登録選手に限り使用を認める。
- ⑨ ユニフォームの色、デザイン、および選手番号について、大会参加申込締切日以降の変更は認めない。但し、ユニフォームの色、デザインは、大会登録票を提出する際に事前申請があった場合に限り、ただ一度の変更を認める場合がある。

- ⑩ ユニフォーム生地に布等を縫い付けて番号等を表示（通称：張り番）する場合は、大会登録票に登録されたユニフォームの主たる部分の色と同色の布地を使用すること。
表示される番号は、大会登録票にて登録されたユニフォームに表示された番号色と同色とすること。
なお、張り番は、容易に取れないように四辺が縫い合わされていなければならない。
- ⑪ 緊急性を要する事情、または突発的な事情により急遽対応しなければならない事情が生じたときは、張り番として、白布、黒色の番号等の使用を当該試合の主審の同意を得て許可する場合がある。この緊急対応は、原則として1選手1回限りとし、通年対応は認めない。
- ⑫ ユニフォームの広告表示については、（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づき承認を得た場合のみ、これを認める。なお、申請書（回答）のコピーは、事務局へ事前提出、または大会当日に必ず持参すること。
- ⑬ ユニフォームの広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は、当該チームにて負担するものとする。
- ⑭ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- ⑮ 前述⑭の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ⑯ オープンリーグ、女子リーグ、及びU-18以下のアンダーリーグにおいては、次の各号を準用するものとする。
- (ア) ユニフォーム（袖のあるシャツ、ショーツ、ソックス）は、1着以上を大会登録票に記載し、必ず携行すること。（2着以上を大会登録票に記載し、必ず携行することが望ましい。）
- (イ) ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
- (ウ) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれかのチームがビブス等を着用することを決定する。
- (エ) アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (オ) アンダーショーツ、およびタイツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (カ) ソックスにテープもしくはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、着用する、もしくは覆う部分のソックスの色と同じものでなくてもよい。
- ⑰ その他、ユニフォームに関する事項については、（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程、並びに通達事項に準じる。

(2) 靴

キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色、もしくは無色透明の室内用フットサルシューズ、または体育館用シューズタイプのものとする。但し、ノンマーキングシューズは、埼玉県フットサル連盟が

事前に使用許可を得ている施設においては、靴底が着色されたものでも着用可能とする。
なお、ノンマーキングシューズとの確認が明らかにできるものに限る。

(3) ビブス

- ① ビブスは、フィールドプレーヤーのシャツと異なる色彩のものを2種類以上必ず携行すること。
- ② 交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、シャツの上に着用しなければならない。
- ③ オープンリーグ、女子リーグ、及びU-18以下のアンダーリーグにおいては、次の各号を準用するものとする。
 - (ア) ビブスは、フィールドプレーヤーのシャツと異なる色彩のものを1種類以上必ず携行すること。(2種類以上を携行することが望ましい。)

(4) 装飾品

装飾品の着用は、一切認めない。

第3条

本要項の改正は、理事会の承認によりこれを行う。

第4条

本要項は、2019年4月1日より施行する。

本要項の一部を改訂し、2020年4月1日より施行する。

本要項の一部を改訂し、2021年4月1日より施行する。

本要項の一部を改訂し、2022年4月26日より施行する。

本要項の一部を改訂し、2023年7月1日より施行する。